

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 3 0 年 3 月 5 日 提出

件数 5 9 件

【内訳】議案 5 8 件 (条例関係 2 2 件、 予算関係 3 0 件、 その他 6 件)
報告 1 件

議案の要旨

条例関係

議案第 1 号	南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	--

【趣旨】

南相馬市子育て世帯及び若年夫婦世帯定住促進事業奨励金交付要綱の改正に伴い、条例第 4 条に規定する当該要綱に係る事務の文言を整理するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

この条例は、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、法定事務に準じた事務のうち、マイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）を定めている。

条例第 4 条（別表第 2 及び第 4 関係）に掲げる独自利用事務のうち、次の事務の要綱名の改正に伴い、文言を整理するもの。

個人番号の独自利用を予定する事務	
改正後	改正前
南相馬市若者等世帯定住促進事業奨励金交付要綱による若者等世帯に対する奨励金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	南相馬市子育て世帯及び若年夫婦世帯定住促進事業奨励金交付要綱による子育て世帯及び若年夫婦世帯に対する奨励金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

2 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 2 号

南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員の給与に関する規定を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 給与に関する特例の追加（第 7 条及び第 8 条関係）

任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員をいう。）の給料月額、勤務時間に応じた調整を行い支給することを規定するもの。

給料の調整方法：割り振られた勤務時間 / 3 8 時間 4 5 分 × 給料月額

2 南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

任期付短時間勤務職員の勤務時間及び年次有給休暇を定めるため、必要な改正を行うもの（第 2 条、第 4 条、第 1 2 条及び第 2 0 条関係）

勤務時間 1 週間当たり 3 1 時間以内（休憩時間を除く。）

週休日 4 週間ごとの期間で 8 日以上

年次有給休暇 勤務時間に応じて日数調整

3 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 3 号

南相馬市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

国家公務員の退職給付については、官民比較に基づき、見直しを行っている。

人事院が行った官民比較調査の結果、平均 7 8 . 1 万円公務が民間を上回ることから、退職手当の支給水準が見直され、本市においても支給水準を引き下げるもの。

調整率とは、官民均衡を図るために設けられているもの。

【参考】退職手当 = 【(退職日の給料月額 × 退職理由、勤続年数別支給率) × **調整率**】 + 調整額
【調整率の改正】

改正後	改正前
83.7/100	87.0/100

2 施行日 平成30年4月1日

議案第4号 南相馬市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている使用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 土地の使用料の改正(別表関係)

区 分		使用料		
		単位	額	
			改正後	改正前
土	水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を布設するために使用する場合	管類の長さ 1メートル につき1年	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 28円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 29円
	地	掲示板、広告板等を設置するために使用する 場合	表示面積1平方メートル につき 1年	960円

(2) 端数処理の改正(別表関係)

改正後	改正前
この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、行政財産の面積若しくは長さが、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、面積又は長さにつき、その計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算する。

2 施行日 平成30年4月1日

議案第 5 号 南相馬市宅地造成事業特別会計条例を廃止する条例制定について

【趣旨】

宅地造成事業の終了に伴い、南相馬市宅地造成事業特別会計条例を廃止するため条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定内容

平成 27 年度に開始した原町区大木戸地内の宅地造成事業については、分譲した全 68 区画の売払収入を受け入れ、平成 29 年度をもって宅地造成事業の精算を完了できることから、条例を廃止するもの。

2 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

議案第 6 号 南相馬市村上簡易水道事業財政調整基金条例及び南相馬市浦尻簡易水道事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災の津波により被災した村上簡易水道事業及び浦尻簡易水道事業の廃止に伴い、南相馬市村上簡易水道事業財政調整基金条例及び南相馬市浦尻簡易水道事業財政調整基金条例を廃止するため、条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定内容

東日本大震災に伴う津波により村上及び浦尻地区の簡易水道は被災し、給水不能となった。また、当該地区は、災害危険区域等に指定され、帰還予定者がいないことから、村上及び浦尻簡易水道事業を廃止するもの。

2 施行日 公布の日

議案第 7 号	南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	--

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成 30 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
避難指示等対象地域及び上位所得層（ 1 ）を 除く旧緊急時避難準備区域 等（ 2 ）	平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月
避難指示等対象地域以外 の被災区域 3	平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月
上記 以外の地域	減免なし	減免なし

1 上位所得層

【国保】 高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】 介護保険法施行令第 38 条の規定に基づく被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準

2 旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域と既に指定が解除された特定避難勧奨地点（南相馬市を含む。）指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（H26 解除：田村市及び川内村の一部、H27 解除：檜葉町の一部、H28 解除：南相馬市、葛尾村、川内村、飯館村、川俣町の一部）の区域、H29.4.1 解除：富岡町の一部（H29.4.1 解除分に関しては、民法の規定により平成 28 年度分の扱いとなる。)) の区域

3 の上位所得層のうち、 の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、 に移行して減免となる。

参考：保険税（料）対象者及び減免額等

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	対象人数	13,951 人	対象人数
	減免額	1,418,557,000 円	減免額	1,230,795,000 円
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(6/10)	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(8/10)
		851,134,000 円		984,636,000 円
		特別調整交付金(4/10)		特別調整交付金(2/10)
		567,423,000 円		246,159,000 円
避難指示等対象地域以外の被災区域の被保険者	対象人数	783 人	対象人数	422 人
	減免額	90,251,000 円	減免額	26,580,000 円
	減免額の費用負担	特別調整交付金(9/10)	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10)
		81,225,000 円		21,264,000 円
	市負担(1/10)		市負担(2/10)	
		9,026,000 円		5,316,000 円

2 施行日 平成30年4月1日

議案第8号	南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
--------------	---

【趣旨】

平成29年度を終期とした市立幼稚園、市立保育園等の保育料等無料化措置を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 市立幼稚園、市立保育園等の無料化措置の継続（附則第2項関係）

平成27年度から平成29年度までの期間実施している特定教育・保育施設等の利用者負担額の無料化措置を、平成30年度においても継続するもの。

対象者：市内に住所を有する者で、特定保育所、市立幼稚園及び市立保育園を利用している園児の保護者

(2) 利用者負担額の階層区分を国同様の基準に改正（別表関係）

現在、利用者負担額の階層区分は、市独自の設定としているが、今後の負担額改正にスムーズに対応するため、国と同様の基準に改正するもの（改正による利用者への負担額の影響は無し。）

2 施行日 公布の日

議案第9号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正における国民健康保険の広域化に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険制度の広域化の概要

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤を担う重要な制度である。制度の構造上、低所得者、非正規雇用労働者、高齢者等を多く抱えるため、安定的な運営が課題となっている。

国は、国民健康保険制度の大幅な改革を行い、国民健康保険運営の単位（保険者）を市町村単位から県単位とし、県が国民健康保険制度の財政運営の中心的な役割を担う一方、市町村は、資格管理、保険給付、賦課徴収や保健事業など住民サービスを担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るものである。

国民健康保険の広域化における県及び市の役割

県の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の財政運営の責任主体 ・ 市町村が保険給付に要する費用を交付金として交付 ・ 県内統一的な運営方針（国民健康保険運営方針）を定め、市町村が担う事務の標準化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格管理 ・ 国民健康保険税率の決定及び賦課徴収 ・ 保険給付の実施 ・ 保健事業の実施

2 改正の概要

（1）国民健康保険運営協議会の改正（第2条関係）

国民健康保険法の改正において、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する国民健康保険運営協議会が県と市町村それぞれに設置することとなることから、条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会の位置付けを明確にするため改正するもの。

国民健康保険法第11条の改正概要

改正後	改正前
<p>国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、都道府県が処理することとされている事務を審議させるため、都道府県に国民健康保険事業の運営に関</p>	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</p>

<p>する協議会を置く。</p> <p>国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、市町村が処理することとされている事務を審議させるため、市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</p>	
--	--

(2) 葬祭費の改正(第9条関係)

福島県国民健康保険運営方針(平成29年11月13日策定)において、国民健康保険の広域化に向け、葬祭費の支給額を県内統一5万円とされたことを受け、改正するもの。

改正後	改正前
<p>(葬祭費)</p> <p>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>5万円</u>を支給する。</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。</p>

2 施行日 平成30年4月1日

議案第10号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

介護保険法第129条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までにおける新たな保険料率を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 介護保険料率の改定(第4条関係)

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者(65歳以上の方)の新たな保険料率を定めるもの。

(2) 保険料負担額の軽減(附則第10項関係)

介護保険料引き上げに伴う保険料負担額の軽減を図るため、平成30年度における介護保険料について、減免等の対象とならない30km圏外及び上位所得層の被保険者に対し、第4期保険料と同額になるよう軽減措置を設けるもの。

保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合（月額）

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第7期 保険料	(参考) 第6期 保険料	(参考) 第4期 保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.50	2,992 円	2,831 円	1,550 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	4,488 円	4,246 円	第5期 新 設
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の人	基準額 × 0.75	4,488 円	4,246 円	2,325 円
第4段階	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	5,386 円	5,095 円	2,573 円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超の人	基準額 × 1.00	5,985 円	5,662 円	3,100 円
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.20	7,182 円	6,794 円	3,348 円
第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.30	7,780 円	7,360 円	3,875 円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.50	8,977 円	8,493 円	4,650 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上の人	基準額 × 1.70	10,174 円	8,264 円	5,425 円

2 施行日 平成30年4月1日

議案第 1 1 号	南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 2 号	南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 号	南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、必要な改正を行うもの。

1 改正の概要

【議案第 1 1 号 南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について】

(1) 共生型地域密着型通所介護の基準の追加 (第 3 7 条の 2 及び第 3 7 条の 3 関係)

障害福祉制度における生活介護、機能訓練、生活訓練、児童発達支援及び放課後デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、その基準を規定するもの。

(2) 療養通所介護事業所の定員数の改正 (第 4 0 条の 3 関係)

療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障がい児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数 (9 人以下 1 8 人以下) を引き上げるもの。

(3) 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の改正 (第 4 6 条関係)

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数 (1 施設当たり 3 人以下 1 ユニット当たりユニットの入居者と合せて 1 2 人以下) を変更するもの。

- (4) 身体的拘束等の適正化の追加(第97条、第118条、第137条、第162条関係)
身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、次の規定を追加するもの。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【議案第12号 南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について】

- (1) 共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の改正(第9条関係)
共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数(1施設当たり3人以下 1ユニット当たりユニットの入居者と合せて12人以下)を変更するもの。
- (2) 介護医療院の追加(第45条、第46条、第60条及び第73条関係)
介護保険法の改正において、介護保険施設に介護医療院が創設されたことを受け、条文中の施設に介護医療院を追加するもの。
- (3) 身体的拘束等の適正化の追加(第78条関係)
身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、次の規定を追加するもの。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【議案第13号 南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について】

- (1) 入院時における医療機関との連携促進に関する規定の追加(第6条関係)
介護予防支援事業者は、居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当ケアマネジャーの氏名等を入院医療機関に提供するよう依頼することを

義務づけるもの。

(2) 平時からの医療機関との連携促進の追加 (第 3 2 条関係)

訪問介護事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うもの。

2 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 1 4 号 南相馬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

【趣旨】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援を行う事業者の基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

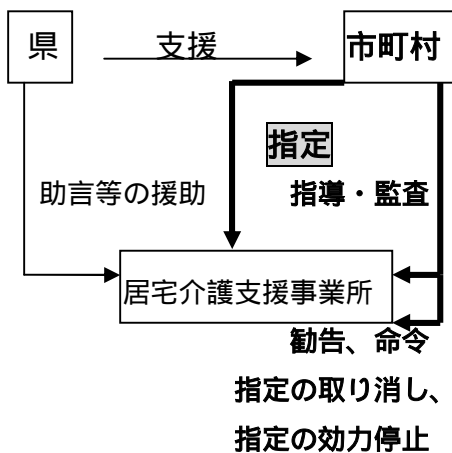
【主な内容】

1 制定の概要

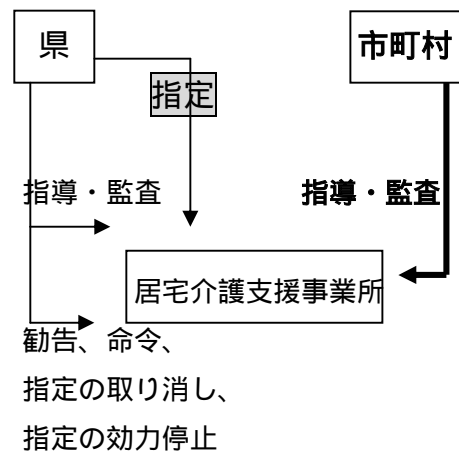
居宅介護支援事業者の指定権限について、県から市町村に移譲されることに伴い、条例を定めるもの。

(1) 指定権限の委譲の概要

〔平成 3 0 年 4 月 1 日以降〕



〔 現 行 〕



(2) 制定内容

定める項目	条	内 容
総則	第 1 条 ～ 第 3 条	<p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに法第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行わなければならない。
人員に関する基準	第 4 条 ～ 第 6 条	<p>【事業者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）の要件は、法人（南相馬市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条例第 1 2 条に規定する社会的非難関係者を除く。）とする。 <p>【従業者の員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、事業所ごとに 1 以上の介護支援専門員（常勤）を置かなければならない。
運営に関する基準	第 7 条 ～ 第 3 2 条	<p>【内容及び手続の説明及び同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者・家族に対し重要事項を記した文書を交付して説明をし、利用申込者から同意を得なければならない。 <p>【提供拒否の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。 <p>【身分を証する書類の携行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、家族から求められたときは、提示すべき旨を指導しなければならない。 <p>【運営規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、事業所ごとに事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 <p>【勤務体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者に対し適切な支援を提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 <p>【秘密保持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の職員その他の従業者は、業務上知り得た利用者等

		<p>の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>【苦情処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 <p>【事故発生時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 <p>【記録の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
基準該当居宅介護支援に関する基準	第33条	基準該当居宅介護支援の事業について、指定居宅介護の事業の基本方針並びに人員及び運営に関する規定を準用する。

2 施行日 平成30年4月1日

<p>議案第15号</p>	<p>南相馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について</p>
----------------------	---

【趣旨】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正における高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例に関する規定を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 住所地特例に関する規定の追加（第3条関係）

国民健康保険法第116条の2（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするもの。

後期高齢者医療制度の住所地特例とは、被保険者が、現在住んでいる住所から、都道府県外の他市区町村の医療機関等に入院等して、医療機関等所在地に住所を変更した場合には、医療機関等所在地の住所の市区町村ではなく、元の住所地の市区町村の被保険者になるもの。

2 施行日 平成30年4月1日

議案第16号 南相馬市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務の緩和に関する規定を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 認知症患者等の収入申告義務の緩和の追加（第13条第2項関係）

市営住宅の家賃の決定は、入居者からの毎年度の収入申告を基に決定し、収入申告が無い場合は、近傍家賃を基に決定している。

公営住宅法の改正により、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、市が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定することが可能となったことから、条例に同内容を規定するもの。

2 施行日 平成30年4月1日

議案第17号 南相馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

南相馬市営住宅条例の改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務の緩和に関する規定を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 収入申告義務の緩和の追加（第14条第2項関係）

定住促進住宅の家賃の決定は、入居者からの毎年度の収入申告を基に決定し、収入申告が無い場合は、近傍家賃を基に決定している。

市営住宅条例の改正同様、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、市が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定することが可能とするよう規定するもの。

2 施行日 平成30年4月1日

議案第18号 南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている占用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

現行の道路占用料は、平成24年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令に準じたものであるが、今回の改正は、平成27年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が改正されたことに準じ、条例を改正するもの。

2 改正内容（別表関係）

(1) 道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物

占 用 物 件	年間占用料	
	改正後	改正前
第1種電柱	350 円/本	360 円/本
第2種電柱	540 円/本	550 円/本
第3種電柱	730 円/本	740 円/本
第2種電話柱	500 円/本	510 円/本
第3種電話柱	690 円/本	700 円/本
変圧等その他これに類するもの及び 公衆電話所	630 円/個	640 円/個
広告塔	960 円/m ²	1,100 円/m ²
その他のもの	630 円/m ²	640 円/m ²

(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

区 分	年間占用料	
	改正後	改正前
外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	28円/m	29円/m

(3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設

年間占用料	
改正後	改正前
630 円/m ²	640 円/m ²

(4) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

占 用 物 件		年間占用料 (㎡)	
		改正後	改正前
地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
上空に設ける通路		480円	530円
地下に設ける通路		290円	320円
その他のもの		630円	640円

A：近傍類似の土地の時価（以下同じ。）

(5) 法第32条第1項第6号に掲げる施設

占 用 物 件		占用料 (㎡)	
		改正後	改正前
祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの		10円/日	11円/日
その他のもの		96円/月	110円/月

(6) 道路法施行令（以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件

占 用 物 件		占用料	
		改正後	改正前
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	月 96円/㎡	月 110円/㎡
	その他のもの	年 960円/㎡	年 1,100円/㎡
標識		年 500円/本	年 510円/本
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	日 10円/本	日 11円/本
	その他のもの	月 96円/本	月 110円/本
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	日 10円/㎡	日 11円/㎡
	その他のもの	月 96円/㎡	月 110円/㎡
アーチ	車道を横断するも	月 960円/基	月 1,100円/基

	の		
	その他のもの	月 480 円/基	月 530 円/基

(7) 政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物

占用料	
改正後	改正前
年 630 円/m ²	年 640 円/m ²

(8) 政令第 7 条第 3 号に掲げる施設

年間占有料 (m ²)	
改正後	改正前
A に 0.034 を乗じて得た額	A に 0.028 を乗じて得た額

(9) 政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料

占用料	
改正後	改正前
月 96 円/m ²	月 110 円/m ²

(10) 政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設

占用料	
改正後	改正前
月 63 円/m ²	月 64 円/m ²

(11) 政令第 7 条第 8 号に掲げる施設

占用物件	年間占用料 (m ²)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	A に 0.019 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額
上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
地下 (トンネル) の 階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額	—
地下 (トンネル) の 階数が 2 のもの	A に 0.008 を乗じて得た額	—

地下を除く。)に設けるもの	の		
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	—
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額

(12) 政令第7条第9号に掲げる施設

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
建築物	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額

(13) 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
構築物	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額

(14) 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額

(15) 政令第7条第12号に掲げる器具

年間占用料 (㎡)	
改正後	改正前
Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額

(16) 政令第7条第13号に掲げる施設

占 用 物 件	年間占用料 (m ²)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額

(17) 端数処理の改正

改正後	改正前
表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

3 施行日 平成30年4月1日

議案第19号 南相馬市小高区商業施設条例制定について

【趣旨】

南相馬市小高区商業施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定内容

定める項目	条・項	内 容
名称・位置	第2条	名称 南相馬市小高区商業施設 位置 南相馬市小高区上町一丁目56番地
事業	第3条	・食料品及び日用雑貨等の販売 ・交流の場所の提供及び情報発信 ・その他商業施設の設置目的を達成するために必要な事業
休業日	第4条	【休業日】 無休
開業時間	第5条	【開業時間】 午前9時から午後7時まで
指定管理者の業務の範囲	第9条	商業施設の管理及び運営に関する業務 第3条の事業に関する業務 商業施設の管理運営上市長が必要と認める業務
指定管理者の指定の手続	第10条	・指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料 ・市長は、申請書を受理したときは指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。

2 施行日 平成30年12月1日

(指定管理者の公募、手続に関する規定は、公布の日)

議案第20号 南相馬市いじめ防止等に関する条例制定について

【趣旨】

いじめの防止等に係る基本理念や関係者の責務及び役割並びに基本的な施策を定め、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境の実現を目指し、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に係る基本理念を定め、市及び学校の責務並びに保護者、子ども、市民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等(以下「いじめの防止等」という。)を図るための基本的な施策を定める。
基本理念	第3条	市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組む。
責務と役割	第4条 ～ 第10条	<p>市の責務：いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。</p> <p>教育委員会の責務：学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる。</p> <p>学校の責務：学校全体でいじめの防止等に取り組む。 子どもが相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育む教育活動に努める。 子ども・保護者が安心して相談できる環境を整える。</p> <p>保護者の役割：子どもに、いじめは絶対許されない行為であることを理解させる。</p> <p>子どもの役割：いじめを行ってはならないこと。人格を尊重するよう努める。</p> <p>市民等の役割：地域において子どもの見守り、声掛け等を行い、子どもが健全に過ごすことができる環境づく</p>

		りに努める。 関係機関等の役割：いじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図る。
いじめ防止基本方針	第 11 条	法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。
南相馬市いじめ問題対策連絡協議会	第 13 条	法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関等と連携を図るため、南相馬市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。 ・委員 12 人以内 ・任期 2 年
南相馬市いじめ問題対策委員会	第 14 条	法第 14 条第 3 項及び法第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行わせるため、南相馬市いじめ問題対策委員会を設置する。 ・委員 5 人以内 ・任期 2 年
南相馬市いじめ問題再調査委員会	第 15 条	法第 30 条第 2 項の規定に基づき、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議を行わせるため、南相馬市いじめ問題再調査委員会を置くことができる。 ・委員 5 人以内 ・委嘱の日から答申を行った日まで

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
南相馬市いじめ防止等に関する条例において設置する次の附属機関の委員会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、改正を行うもの。

区分		報酬	費用弁償
いじめ問題対策委員会	委員、臨時委員	日額 20,000円	1,500円
いじめ問題再調査委員会	委員、臨時委員	日額 20,000円	1,500円

- 3 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

議案第 21 号	南相馬市子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------------	---

【趣旨】

平成 29 年度を終期とした子どものスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除措置を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

- 1 改正概要

平成 25 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間実施している子どもた

ちの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除を、平成33年3月31日まで継続するもの。

2 施行日 公布の日

議案第22号 南相馬市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

簡易水道事業のうち、東日本大震災の津波により被災した村上簡易水道事業及び浦尻簡易水道事業を廃止するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

村上簡易水道事業及び浦尻簡易水道事業の廃止に伴い、条例の別表に定める当該事業に係る給水区域、給水人口等及び水道料金を削るもの。

2 施行日 公布の日

補正予算関係

- 議案第23号 平成29年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第24号 平成29年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第25号 平成29年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第26号 平成29年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第27号 平成29年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第28号 平成29年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第29号 平成29年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第30号 平成29年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第31号 平成29年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第32号 平成29年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第33号 平成29年度南相馬市宅地造成事業特別会計補正予算について
- 議案第34号 平成29年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第35号 平成29年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第36号 平成29年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第37号 平成29年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

当初予算関係

- 議案第38号 平成30年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第39号 平成30年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第40号 平成30年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第41号 平成30年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について

- 議案第42号 平成30年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成30年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成30年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成30年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第47号 平成30年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成30年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第49号 平成30年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第50号 平成30年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第51号 平成30年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第52号 平成30年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第53号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成27年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市復興工業団地（渋佐・萱浜）事業第1期造成工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場・石川特定建設工事共同企業体	
施工場所	南相馬市原町区渋佐・萱浜地内	
契約金額	変更前	4,496,609,160円
	変更後	4,367,686,320円
	減額する額	128,922,840円

主な変更内容

内 容
本事業の盛土資材として、市営陣ヶ崎公園墓地整備事業等で発生した残土を転用したことによる資材費の減及び調整池法面工の工種変更に伴う工事費の減等。

議案第 5 4 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成 2 9 年第 3 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事	
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社	
施 工 場 所	南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外	
契 約 金 額	変更前	1 9 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円
	変更後	2 0 5 , 3 2 4 , 2 0 0 円
	増額する額	1 0 , 9 2 4 , 2 0 0 円

主な変更内容

	項 目	内 容												
(1)	残土処理工の変更	<p>本工事により発生する残土について、近接地に仮置きする計画であったが、太陽光発電用地において処理する協議が整ったことから、仮置き残土を含めて処分費用を計上し、変更するもの。</p> <p>【主な変更内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">< 変更前 ></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">< 変更後 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 土砂等運搬工 L = 2.0 km 以下</td> <td>L = 9.5 km 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">V = 7,249.8 m³</td> <td style="text-align: center;">V = 11,148.5 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 整地</td> <td style="text-align: center;">V = 11,148.5 m³</td> <td></td> </tr> </table>	< 変更前 >	< 変更後 >		・ 土砂等運搬工 L = 2.0 km 以下	L = 9.5 km 以下		V = 7,249.8 m ³	V = 11,148.5 m ³		・ 整地	V = 11,148.5 m ³	
< 変更前 >	< 変更後 >													
・ 土砂等運搬工 L = 2.0 km 以下	L = 9.5 km 以下													
V = 7,249.8 m ³	V = 11,148.5 m ³													
・ 整地	V = 11,148.5 m ³													

議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	小高区復興拠点施設整備事業建設外構工事
施工場所	南相馬市小高区本町一丁目地内外
契約の金額	192,240,000円
工期	契約締結日から平成30年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市有害鳥獣焼却施設整備事業建設工事
施工場所	南相馬市原町区小沢字小沢地内
契約の金額	361,800,000円
工期	契約締結日から平成31年3月15日まで
契約の方法	随意契約
契約の相手方	宮城県仙台市青葉区二日町6番21号 NTKビル3階 宮本・仙建 特定建設工事共同企業体

議案第57号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	南相馬市防災備蓄倉庫備蓄品（生活物資）購入
取得する動産及び数量	寝具ほか 22,540点 （購入品明細書は別紙のとおりP36～P37）
取得金額	37,759,554円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成30年3月30日まで
取得の相手方	南相馬市原町区東町三丁目106番地の3 北日本紙業株式会社

議案第58号 市道路線の認定、変更及び廃止について

【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

民間宅地造成、工業団地造成、太陽光発電等に伴い、市道路線の認定、変更及び廃止をするもの。

（1）認定

原町区 2路線 L = 310.0m

（2）変更

小高区 5路線 L = 1,331.2m

原町区 4路線 L = 1,835.5m

計 9路線 L = 3,166.7m

（3）廃止

小高区 2路線 L = 1,271.1m

原町区 3路線 L = 1,517.2m

計 5路線 L = 2,788.3m

【主な内容】

小高区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
変更路線	変更前	堂田・手綱落線	2,101.2m	2.0m ~ 3.8m
	変更後	根柄・手綱落線	1,718.6m	2.0m ~ 3.8m
	変更前	堂田・有山線	1,163.8m	2.2m ~ 8.2m
	変更後	根柄有山線	888.5m	2.2m ~ 8.2m
	変更前	大明神・市ノ谷線	1,258.9m	2.0m ~ 7.8m
	変更後	市ノ谷線	616.0m	2.0m ~ 7.8m
	変更前	蛸沢小京ノ迫線	1,405.2m	2.4m ~ 6.1m
	変更後	宮田川北線	790.0m	4.0m ~ 14.5m
	変更前	蛸沢小京ノ迫線	1,405.2m	2.4m ~ 6.1m
	変更後	南新田・小京ノ迫線	584.8m	2.4m ~ 5.9m
廃止路線	村上逆堰線		773.3m	2.0m ~ 5.8m
	井田川北新田2号線		497.8m	2.0m

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	国見町11号線	110.0m	6.0m	
	馬場19号線	200.0m	6.0m	
変更路線	変更前	公園墓地線	334.0m	5.4m ~ 7.8m
	変更後		648.7m	9.0m ~ 9.7m
	変更前	桜井萱浜線	3,951.3m	2.7m ~ 10.4m
	変更後		2,697.5m	2.7m ~ 10.4m
	変更前	萱浜零線	3,664.1m	5.3m ~ 14.1m
	変更後		3,105.7m	6.0m ~ 14.1m
	変更前	北萱浜9号線	401.1m	4.0m
	変更後		63.1m	4.0m
廃止路線	北萱浜2号線		1,077.0m	4.0m ~ 9.6m
	北萱浜5号線		198.0m	4.5m ~ 5.0m
	北萱浜10号線		242.2m	4.0m ~ 4.5m

報告第1号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第13号（平成29年） 工事請負変更契約の締結について 平成29年1月8日専決】

1 専決処分の理由

平成29年第1回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成29年1月8日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		広域消防鹿島分署建設建築主体工事
契約の相手方		南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区江垂字大六天地内
契約金額	変更前	264,600,000円
	変更後	266,583,960円
	増額する額	1,983,960円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	油分離槽及び遮煙性防火ドア設置	現場進捗に伴う協議により、施設管理を考慮し、油分離槽及び遮煙性防火ドアを設置するもの。

【専決第1号 工事請負変更契約の締結について 平成30年2月1日専決】

1 専決処分の理由

平成27年第7回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成30年2月1日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契約の目的		過年発生公共災害復旧事業都市公園施設土木施設(北泉海浜総合公園)工事
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場・那須 復旧・復興建設工事共同企業体
施工場所		南相馬市原町区北泉字地蔵堂地内
契約金額	変更前	707,571,720円
	変更後	709,666,920円
	増額する額	2,095,200円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	園路等防護柵の追加	来園者の安全確保のため、防護柵を追加したもの。 <変更前> L=640m <変更後> L=1,522m

【専決第2号 工事請負変更契約の締結について 平成30年2月1日専決】

1 専決処分の理由

平成28年第3回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成30年2月1日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契約の目的		社会資本整備総合交付金事業(復興)道路改良(1-7号線)工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸西地内外
契約金額	変更前	316,440,000円
	変更後	315,741,240円
	減額する額	698,760円

主な変更内容

	項 目	内 容		
(1)	地盤改良工の変更	改良工事において支持地盤を確認した結果により、地盤改良の深さを浅く変更するもの。		
			< 変更前 >	< 変更後 >
		・改良深		
		3 m未満		1 5 6 本
	6 m以上 10m未満	5 6 本	1 0 2 本	
	10m以上 15m未満	4 0 0 本	1 3 8 本	

【専決第3号 工事請負変更契約の締結について 平成30年2月14日専決】

1 専決処分の理由

平成28年第3回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成30年2月14日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		南相馬市テニスコート増設土木工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区下高平字堂場地内
契 約 金 額	変更前	3 5 4 , 2 4 0 , 0 0 0 円
	変更後	3 6 0 , 8 4 3 , 1 2 0 円
	増額する額	6 , 6 0 3 , 1 2 0 円

主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	取付道路改良工の変更	当初、取付道路下部の既存隧道をボックスカルバートに布設替えを行う予定であったが、湧水や掘削面の土質状況から掘削が困難であったため、橋梁構造に変更
(2)	コンクリート殻等の処分の追加	現場にて掘削を行ったところ、多数のコンクリート殻等が埋設されていたため、その処理に要する費用を変更

【専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成30年2月21日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

331,201円

(うち保険等により補てんされる額	331,201円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年11月16日午後3時30分頃、福島市太田町13番53号地内の福島グリーンパレス第二駐車場内において、公用車を左方向に前進した際に、公用車の左後方部が公用車の左側に駐車していた相手方車両の右前方部に接触し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訴等を行わないことで和解する。

議案第57号 財産の取得について
南相馬市防災備蓄倉庫備蓄品（生活物資）購入 明細書

品名	メーカー	製品	数量
寝具 ・毛布	ニッケ商事株式会社	難燃性フリースパック毛布	9,000
衣料品 ・下着等一式（男性用）	社会福祉法人東京コロニ ー東京都葛飾福祉工場	コンパクト肌着セット	4,500
衣料品 ・下着等一式（女性用）	社会福祉法人東京コロニ ー東京都葛飾福祉工場	コンパクト肌着セット	4,500
衣料品 ・紙おむつ（子供用）	大王製紙株式会社	GOO.N まっさらさら通 気 Lサイズ（68枚入）	126
炊飯器具 ・卓上コンロ （カセットボンベ付）	岩谷産業株式会社	カセットフー風まる	132
食器・日用雑貨 ・食器セット	ミドリ安全株式会社	ナチュラルパルプ食器セッ ト（100人分）	90
食器・日用雑貨 ・トイレットペーパー	パルマックス株式会社	長巻ロールペーパー（パピ ルスソフト）（24ロール 入）	38
暖房器具 石油ストーブ	コロナ	石油ストーブ対流型SL - 6617	86
簡易トイレ	株式会社総合サービス	サニタクリーン ポータブ ル	425
簡易トイレ ・サニタクリーン簡易トイ レ袋	まいにち株式会社	災害用トイレセット マイ レットS-100	1,276
要配慮者向け用品 ・紙おむつ（介護用）	大王製紙株式会社	アテント長時間さらさらパ ンツ（20枚入） M~Lサイズ	180
生理用品 ・生理用ナプキン	大王製紙株式会社	新素肌感（ふつう～多い日 の昼用）羽なし（28枚入）	1,854
簡易マット	(株)湘南ワイパーサプライ	エアーマット暖（防災備蓄 60）	25
間仕切り ・避難所ボード	大建工業株式会社	避難所ボード	43

パレット			265
計			22,540